

地方税法	項	号	特例対象資産	特例の概要	取得期間	適用期間	特例率	わがまち	添付書類
第349条の3	2		ガス導管事業用資産	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する償却資産		5年間	1/3		ガス事業法に規定する事業の許可証
						その後5年間	2/3		
	27		家庭的保育事業	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	○	事業の認可を受けたことがわかる書類
	28		居宅訪問型保育事業	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	○	事業の認可を受けたことがわかる書類
29		事業所内保育事業	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産			1/3	○	事業の認可を受けたことがわかる書類	

法附則	項	号			取得期間	適用期間	特例率	わがまち	添付書類	
第15条	2	1	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの	R4.4～R6.3		1/2	○	施設設置許可証、事業許可証、処理過程(処理フロー)図等	
		2	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設で総務省令で定めるもの	R4.4～R6.3		1/2			
		3	一般廃棄物の最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定めるもの	R4.4～R6.3		2/3			
		4	産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの	石綿が含まれているもの	R4.4～R6.3		1/2		
					上記以外	R4.4～R6.3		1/3		
	5	下水道除害施設	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの	R4.4～R6.3		4/5	○			
	25	1	再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備(1,000kw未満) ※ 固定価格買取制度対象外 風力発電設備(20kw以上) 地熱発電設備(1,000kw未満) バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)	R2.4～R6.3	3年間	2/3	○	【太陽光】再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書	
		2		太陽光発電設備(1,000kw以上) ※ 固定価格買取制度対象外 風力発電設備(20kw未満) 水力発電設備(5,000kw以上)	R2.4～R6.3	3年間	3/4	○	【太陽光以外】再生可能エネルギー発電に係る認定通知書	
		3		水力発電設備(5,000kw未満) 地熱発電設備(1,000kw以上) バイオマス発電設備(10,000kw未満)	R2.4～R6.3	3年間	1/2	○		
	32		企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法に規定する企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた事業者が当該事業の用に供する償却資産	H29.4～R6.3	5年間	1/3	○	企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書等	
	45		先端設備	中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する償却資産	賃上げなし	R5.4～R7.3	3年間	1/2		導入計画申請書および認定書等※
					賃上げあり	R5.4～R6.3	5年間	1/3		
						R6.4～R7.3	4年間			
	旧第64条			先端設備	中小企業等が認定先端設備導入計画に基づき取得した償却資産	R3.4～R5.3	3年間	0/1	○	

- ・ 添付書類のほかに「課税標準の特例適用申請書」の提出が必要です。
- ・ 添付書類は写し可。
- ※ 地域経済振興課への申請時に、税務課への情報提供に同意をされている場合は不要。